



社会・環境部会細則

平成 28 年 9 月 8 日 第 35 回社会・環境部会全体会議承認

(目的)

第 1 条 本細則は、「社会・環境部会規約（1002-09）（以下、「規約」という）第 1 条および第 3 条」に基づき、社会・環境部会（以下、「部会」という）の運営について定めることを目的とする。

(運営小委員会)

第 2 条 規約第 6 条に基づき、運営小委員会を設ける。

- 2 部会長、副部会長、運営委員の選出は、運営小委員会において部会員の中から候補者を選出し、部会全体会議における承認によっておこなう。
- 3 運営小委員会の開催には部会長、副部会長および運営委員総数の 2 分の 1 以上の出席を必要とする。ただし、代理人の出席、または、議場への委任状の提出をもって出席に替えることができる。
- 4 運営小委員会は、必要があれば、部会の運営の上で必要な役職あるいは小委員会を設置することができる。
- 5 運営小委員会での議決が必要な案件を抱える運営委員は、単純な可否を問うような案件または緊急を要する案件などに限ってメールによる審議をおこなうことができる。なお、メール審議においての個人情報の取り扱いには十分配慮する。
- 6 学会の運営を司る理事会、部会等運営委員会、広報情報委員会等との十分な連携を図るため、運営小委員会は部会選出の当該委員と密に連絡を取り合い、齟齬が出ないよう互いに注意しあう。

(コアグループ等)

- 第 3 条 規約第 3 条に定める種々の事業をおこなうにあたって、部会の下に事業の実施を担当する実行部隊として、研究的要素のあるコアグループや研究的要素のないワーキンググループもしくは評価グループ等を置くことができる。
- 2 事業のうち、研究、調査、評価、国内外の関連学協会・諸機関との交流等を実施したコアグループは、その内容、成果等を部会員あるいは日本原子力学会会員に報告する義務を有する。

(改定)

第 4 条 本細則の改定は、社会・環境部会運営小委員会が起案し、社会・環境部会全体会議の承認を得たのち、部会等運営委員会および理事会に報告するものとする。

附則

- 1 平成 24 年 3 月 21 日 第 26 回社会・環境部会全体会議制定，同日施行
- 2 改定履歴
 - ① 「社会・環境部会運営細則」として第 1 回拡大運営委員会にて承認
 - ② 平成 24 年 3 月 21 日 学会管理の内規に変更 第 26 回社会・環境部会全体会議制定
 - ③ 「社会・環境部会細則」に変更 平成 28 年 9 月 8 日 第 35 回社会・環境部会全体会議承認，平成 28 年 10 月 17 日 部会等運営委員会メール報告，平成 29 年 3 月 21 日 第 7 回理事会報告

附則

- 1 平成 28 年 9 月 8 日承認の細則は，社会・環境部会全体会議承認の日から施行する。